

13 認可保育所 Q&A

■■■入所申し込みに関すること■■■

Q1 各保育所の入所状況を確認できますか？

A 横浜市こども青少年局のホームページでお知らせしています。(ココハマはびねすぽっと <http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/index.html>)

Q2 保育所は、申し込みれば必ず入所できますか？

A 年齢や地域によって入所しやすさに違いがあります。特に0歳から3歳の児童は、申し込みが多く、大変入所しにくい状況です。そのため、希望園を多くするなど、入所できる可能性を高くする方法を是非ご検討ください。

Q3 育児休業中でも保育所の申し込みはできますか？

A 育児休業中は「保育に欠ける」状況ではないため、申し込みはできません。ただし、入所できた時には育児休業を繰り上げて終了できる場合には、申し込みができます(雇用証明書上で勤務先からの証明が必要です。)

Q4 求職中でも申し込みはできますか？

A 申し込み可能です。入所後3か月以内に就職することが条件となります。就労開始後はすみやかに雇用証明書を区福祉保健センターへ提出してください。

Q5 空きのない園(募集のない年齢)も申し込みますか？

A 在園児の退園などで空きが出た場合、それまでに申し込みのあった方が審査の対象となりますので、入所の希望があれば申し込んでください。

Q6 申し込み前に園の見学は必要ですか？

A 事前に保育所に連絡のうえ、できるだけお子さんと一緒に見学してください。保育内容や、開園時間内に送迎可能か、送迎用の駐車場があるか、などの点をご自身でご確認ください。園内の見学や保育方針・諸費用についての説明を受けることもできます。

Q7 出生前の予約申し込みはできますか？

A 出生届を出された後で申し込んでください。但し、12月下旬以降出産予定のお子さんを、4月1日入所(生後57日到達)で申込みの場合のみ「仮申込」ができます。詳しくは、区福祉保健センターにお問い合わせください。

Q8 窓口申し込みに入所希望児童の同伴は必要ですか？

A お子さんの同伴は必要ありません。

Q9 きょうだい同時の申し込みですが別々の園になることもありますか？

A 別々の園になることもあります。申込補助票の所定の欄に希望をご記入ください。

Q10 現在、入所保留中です。平成24年4月入所のために再度申し込みが必要ですか？

A 申し込みが必要です。保育園の入所申込みは年度ごとになっています。23年度の申込みは平成24年3月31日、24年度の申込みは平成25年3月31日が有効期限です。また入所保留中に、家庭状況や就労状況、希望園などの変更があった場合は、必ず申込みをしている区福祉保健センターに連絡してください。

Q11 年度途中で2歳になったら、2歳クラスに申し込みできますか？

A 申し込みできません。年度途中に入所の場合は年度当初の年齢に応じたクラスに申し込むこととなります。質問の方の場合、1歳クラスの申込みになります。

Q12 横浜市外の保育所を申し込みたいのですが？

A 横浜市外の保育園を申し込む場合は、お住まいの区の区福祉保健センターに申し込んでください。あらかじめ希望先の市区町村に締切日や必要書類をご確認のうえ、締切に間に合うよう余裕を持って申し込んでください。

■■■入所申し込みに関すること(記入方法・証明書など)■■■

Q13 申込書には必ず8園書かなければならないのですか？

A 申込書には第8希望まで記入できるようになっていますが、8園書く必要はありません。事前に園を見学の上、どの園に決まっても通うことができる範囲で記入するようにしてください。通園可能であ

れば9園以上希望することも可能です。

Q14 きょうだいで申し込みの場合、証明書はきょうだい全員分必要ですか？

A 原本は1枚で結構ですが、人数分のコピーをご用意ください。

Q15 郵送による申し込みはできますか？

A 郵送申込をしていない区もあります。各区によって受付方法が異なりますので、各区福祉保健センターへご確認ください。

Q16 複数の区の保育所を申し込みたいのですが？

A 申し込みは各区にお願いします。入所申込書には他区の園もすべて記入の上、他区の園も含めた希望順位をつけてください。平成24年7月以降の入所を新たに希望する場合は、お住まいの区に申し込みください。

■■■転園に関すること■■■

Q18 現在、認可保育園に入所しています。他の園に転園したいのですが？

A 転園の申し込みが必要です。保育できないことを証明する書類については、申し込み時点の最新のものをご用意ください。

Q19 転園の申請は優先されますか？

A 優先されません。同ランクで選考する場合、原則認可保育園に入所していない児童が優先されます。

■■■入所選考に関すること■■■

Q21 (4月1日入所希望の場合) いつの就労実績が基準ですか？ランクはどうなりますか？

A 11月末日の実績が基準となります。実績が無い場合は、「内定」もしくは「求職中」になります。

Q22 (年度途中の入所希望の場合) 6月からの仕事に内定し、7月入所を希望しています。ランクはどうなりますか？

A ランクは入所(希望)の2か月前の実績で決定します。この場合、7月入所希望ですので、5月末には就労の実績がなかったこととなります。そのため「内定」でのランクとなります。

Q23 労働時間を短縮した勤務をしています。ランクはどうなりますか？

A ランクは基準日時点での雇用契約の時間で決定します。このため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児短時間就労により、雇用契約の時間が短縮されている場合は、短縮後の時間によりランクを決定します。一方、育児時間の取得で、雇用契約上の就労時間に変更がない場合は、雇用契約書上の労働時間によりランクを決定します。

Q17 同居の祖父母が現在64歳ですが、雇用証明書の提出が必要ですか？

A 入所希望日時点で65歳以上であれば、雇用証明書など要件確認の書類提出は不要です。入所希望日時点で65歳未満の同居親族がいる場合は、その方が保育できないことを証明する雇用証明書等の提出が必要です。ご提出がない場合は、入所の要件がないと判断し、入所ができません。

ただし、きょうだいが入所している園への申し込みや、転居による場合等は入所していない児童と同等に選考します。

Q20 転園しましたが、事情により前の園に戻りたいのですが？

A 転園が内定した場合には、転園後の枠に別の入所希望者が内定していますので、前の園に戻ることはできません。改めて申し込みが必要です。

Q24 現在、入所保留中です。就職しましたが、どうすればいいですか？

A 申し込み後に就労状況、世帯状況が変わった場合は、必ず届け出てください。届出がない場合は、提出済み書類での選考となります。例：就職したが、雇用証明を提出しなかった。⇒「求職中」でHランクとして選考。

Q25 第3希望まで申し込みましたが、どのように選考するのですか？また、1園だけの希望の場合、優先されるのでしょうか？

A 入所選考は園ごとに行います(空きのある園)。第3希望まで記入した場合は最大3回の選考を行います。選考の際、希望順位は考慮しませんので、第1希望の人や1園のみの希望の人が有利ということはありません。複数園で入所が可能になった場合は、最上位希望園1園を内定とします。

Q26 第3希望の園に内定しました。第1希望の園に空きが出たら転園できるのですか？

A 転園できません。複数の園を申し込んでいて、いずれかの園で内定となった場合は、他園への申込みの効力はなくなります(他区に申し込んでいる場合も同様)。内定した園以外の園を希望する場合は、改めて転園の申し込みをしていただき、翌月の選考対象となります。

Q27 申し込み順が早いほうが有利ですか？長く入所待ちしているほど優先されますか？

A申し込みの順番や入所待ちの実績は考慮しません。

■■■保育料に関すること■■■

Q28 保育料はいくらですか？

A保護者等の前年の税金の額や児童の年齢に応じて0円～62,500円(平成23年度時点)まで段階的に設定されています。横浜市こども青少年局ホームページの保育料表を参考にしてください(P16⑤)。平成24年度版は、平成24年3月下旬に決定します。

Q29 市立と私立で保育料は違いますか？

A保育料の違いはありません。ただし、保育料以外に費用がかかる場合がありますので、事前に園に問い合わせるなどしてご確認ください。

Q30 3歳になった翌月から保育料は変更になりますか？

A保育料は、年度当初の年齢に応じて決まるため、年度途中での変更はありません。

Q31 きょうだいで保育園に入所すると、保育料は安くなりますか？

A入所している児童の人数によってきょうだい児減免があります。詳しくは横浜市こども青少年局ホームページの保育料表を参考にしてください。(P16⑤)

Q32 次男・次女の場合は第2子の保育料ですか？

A認可保育園または幼稚園等に入所中の未就学児童のみが対象です。上のお子さんが小学生以上の場

合、入所している児童が次男・次女でも第1子の保育料が適用されます。

Q33 上の子が幼稚園に入っている場合、保育料は安くなりますか？

A下のお子さんが入所した場合、保育料はきょうだい児減免が適用されます。入所内定後、所定の様式で幼稚園の在園証明を提出してください。

Q34 欠席した場合、保育料は日割計算されますか？

A月途中の入退所については保育料の日割計算の対象となりますが、欠席については、日数に関わらず保育料をお返すことはできません。

Q35 祖父母と同居しており、父母の収入が少ない場合、保育料はどうなりますか？

A父母(ひとり親世帯の場合は父または母)の月収の合計が生活保護基準に満たない場合、同居の祖父または祖母のうち、所得の高い方の課税額で保育料を決定します。

Q36 ひとり親家庭の保育料は無料ですか？

A保育料は世帯の課税額によって決定しますので、無料とは限りません。

■■■その他(短縮保育、給食など)■■■

Q37 短縮保育(慣らし保育)はいつからですか？期間はどの程度ですか？

A入所日以降です。短縮保育の期間や内容は、入所する児童の年齢や、受け入れ園によりそれぞれ異なりますので事前に確認してください。1～2週間の日程が多いようです。入所日以前に短縮保育を行うことはできません。

Q38 中学生のきょうだいに送迎をさせたいのですが？

A送迎は保護者が行ってください。

Q39 3歳以上は主食のお弁当が必要ですか？

A3歳未満児は完全給食、3歳以上児は副食給食(ごはん・パンなど主食を家庭より持参)です。3歳以上児も完全給食を実施(主食費は別途負担)している園もあります。

Q40 保育所に入所後、入所要件に変更があった場合は手続きが必要ですか？

A必要です。要件の変更があった場合は、すみやかに区福祉保健センターに連絡してください。また、お仕事が内定していた方は、3か月分の実績が欲しい、再度、雇用証明書の提出をお願いします。

Q41 保育所の保留中に入所要件が変更になった場合は手続きが必要ですか？

A必要です。入所要件のランクが変更になる場合がありますので、区福祉保健センターに連絡し、指示に従ってください。